

能美市官製談合再発防止対策検討委員会設置要綱

令和4年2月24日

告示第14号

(設置)

第1条 本市で発生した入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）に違反する事案を受け、入札・契約制度について客観的な検証を行うとともに、再発防止を図るため、官製談合再発防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 入札・契約制度の検証と課題等の抽出
- (2) 官製談合防止法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為の再発防止対策の検討
- (3) 入札・契約における法令順守の徹底と倫理意識の向上に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は副市長、参与、総務部長、土木部長、教育委員会管理局長、総務課長、及び管財課長をもって充てる。
- 3 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要により委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 委員会は、非公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務課及び管財課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年2月24日から施行する。